

千葉県発第 5-14-153 号

平成 27 年 2 月 12 日

会員 各位

一般社団法人千葉県薬剤師会

会長 石野良和

(公印省略)

不適切な薬剤服用歴の管理に関する報道について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成 27 年 2 月 10 日の朝日新聞において、保険薬局における不適切な薬剤服用歴管理が報道されました。本会では事実確認をするため、同日（2 月 10 日）中に当該会社および関東信越厚生局へ文書を発行しました。もし、この報道が事実ならば極めて遺憾なことであり、本会でも対策を検討しているところです。

本件につきましては、詳細が判明しましたら、追ってご連絡させていただきます。

## 参考

### 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

(昭和三十二年四月三十日厚生省令第十六号)

(調剤の一般的方針)

第八条 保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師(以下「保険薬剤師」という。)は、保険医等の交付した処方せんに基づいて、患者の療養上妥当適切に調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。

2 保険薬剤師は、調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。

3 保険薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。